

児童虐待防止

児童虐待とは？

保護者が監護する**児童（18歳未満）**に対して、下記の行為を加えることをいいます。

身体的虐待（しんたいてき）

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待（せいいてき）

子供への性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィティの被写体にする など

怠慢又は拒否（ネグレクト）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待（しんりてき）

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子供の目の前で家族に対して暴力を振るう（面前DV） など

※ 令和3年中に、虐待を受けたと思われる児童として、福岡県警察が児童相談所へ通告した児童数は、**6, 451人**と過去最多になりました。
関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図っています。

通告児童数～福岡県警察が児童虐待として児童相談所へ通告した児童数～

		令和元年	令和2年	令和3年
県内の児童通告数（東警察署の通告数）	内訳	5,107(355)	5,924(365)	6,451(409)
	身体的虐待	778(60)	938(58)	964(70)
	性的虐待	16(0)	20(1)	17(0)
	怠慢又は拒否	374(29)	449(25)	394(23)
	心理的虐待	3,864(266)	4,572(281)	5,030(316)
	内面前DV	3,298(252)	3,995(265)	4,459(288)



東警察署における令和3年の通告数は、令和元年に比べ**+54**件です。

児童相談所虐待対応ダイヤル



あなたの連絡（通告）が、子どもたちを救います！
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際は、児童相談所に通告する義務があります。

緊急の場合は迷わず**110番**通報！

福岡県 東 警察署
福岡市東区箱崎7丁目8番2号
電話：092-643-0110
担当：少年課